

建設業における社会保険等への加入促進について

平成27年7月1日 行田市

1 入札参加条件の追加

平成27年10月1日以降に入札手続きを開始する建設工事（以下「平成27年10月1日以降の建設工事」という。）の参加要件に、「社会保険等に参加していること」を追加します。対象工事は、平成27年度は設計金額3千万円以上（税込み）とし、以後は、下記のとおり対象を拡大していくものとします。

2 低入札価格調査制度の改正

平成27年10月1日以降の建設工事から、低入札価格調査の対象者（一次下請を含む。）の社会保険等への加入状況を調査し、加入していない場合は失格とします。

3 建設工事等競争入札参加資格者名簿への登載

平成29年度以降の建設工事等競争入札参加資格者名簿への登載は、「社会保険等に参加していること」を条件とします。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象工事等	<p>社会保険等への加入を入札参加の条件に加える 対象工事を段階的に拡大し、社会保険等への 加入を促進する</p> <p>設計金額 3,000万円以上</p>	<p>設計金額 1,000万円以上</p>	<p>資格者名簿への 登載は、 「社会保険等 加入者」に限る。</p>

「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。

「社会保険等への加入」確認は、法令の規定により社会保険等に参加すべき者が適正に社会保険等に参加しているかを確認します。このため、法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている場合は、その適用除外が適正な適用除外かを確認します。